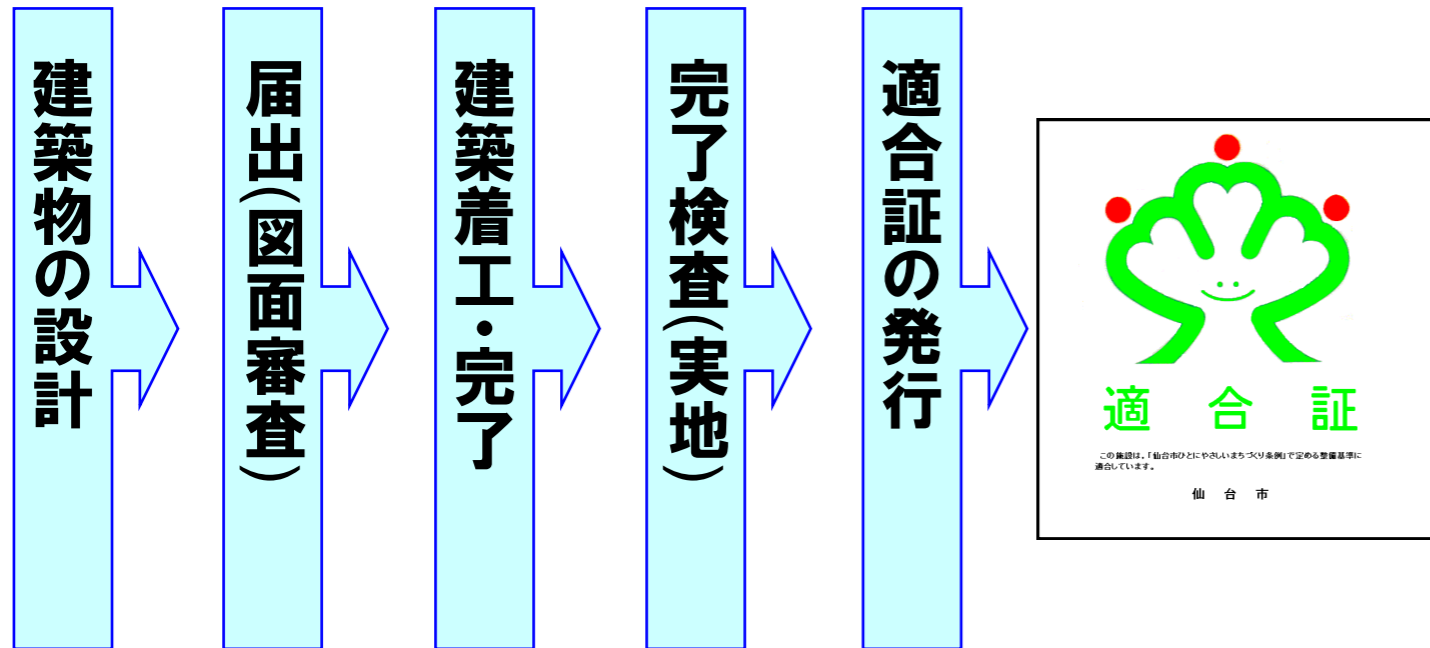


指定施設に関する届出の流れ



「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、指定施設の新築等を行う場合、上記の手続きに則り工事着手前と工事完了時に届出が必要となります。

この届出により仙台市ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準に適合していると認められると、仙台市ではその施設に適合証（上のマーク）を発行いたします。

また、施工主より掲載希望のあった適合施設について、そのリストをホームページに掲載しています。

仙台市内「ひとにやさしい」施設リスト

<https://www.city.sendai.jp/chiikifukushi/kurashi/kenkotofukushi/shogai/kyose/barrier-free/yasashii/index.html>

お問合せ先

建築物の指定施設に関する届出について

都市整備局建築指導課 TEL：022-214-8348 Mail:tos009420@city.sendai.jp

青葉区街並み形成課 TEL：022-225-7211（代） 宮城野区街並み形成課 TEL：022-291-2111（代）

若林区街並み形成課 TEL：022-282-1111（代） 太白区街並み形成課 TEL：022-247-1111（代）

泉区街並み形成課 TEL：022-372-3111（代）

路外駐車場の指定施設に関する届出について

都市整備局交通政策課 TEL：022-214-8303 Mail:tos009510@city.sendai.jp

条例全体に関することや、このリーフレットについて

健康福祉局社会課 TEL：022-214-8158 Mail:fuk005320@city.sendai.jp

仙台市ひとにやさしいまちづくり条例のあらまし



仙台市ひとにやさしいまちづくりシンボルマーク

仙台市健康福祉局社会課

仙台市ひとにやさしいまちづくり条例とは

- ◇ 建物、道路、公園などの施設が、高齢の方や障害のある方を含め、どなたにとっても使いやすいものとなるよう、バリアフリー整備を推進するため、平成8年6月に制定した条例です。
- ◇ 店舗や病院といった建築物など、多数の方が利用する施設を「公益的施設」として定め、その施設工事等にあたっては、条例施行規則に定める整備基準に適合させる必要があります。
- ◇ さらに、この公益的施設のうち、特に整備が必要なものは「指定施設」として定められております。指定施設の建築前には、整備内容を各区街並み形成課へ届け出ることが必要です。

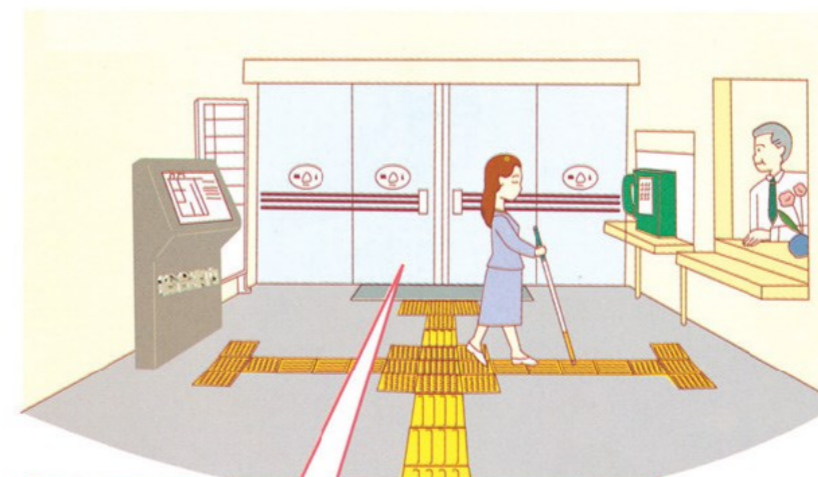
公益的施設と指定施設

- ◇ 公益的施設
社会福祉施設、官公庁の施設、医療施設、宿泊施設等、福祉整備が必要となる施設です。
- ◇ 指定施設
公益的施設のうち特に福祉整備が必要となる施設で、建築等の際に届出が必要となる施設です。

	公益的施設	指定施設
建築物	社会福祉施設、病院等、学校等施設、官公庁の庁舎、公益事業の営業所、金融機関の店舗、公衆便所、火葬場、文化施設、集会施設、地下街、など	全ての施設
	理容所、美容所	50㎡超
	飲食店、物品販売店、サービス業店舗、公衆浴場	100㎡超
	自動車車庫（機械式駐車場を除く）	500㎡以上
	体育館等、劇場、映画館、展示場、ダンスホール・遊技場等、ホテル・旅館等	500㎡超
	事務所、工場	2,000㎡超
	共同住宅、寄宿舎	50戸(室)超
公共交通機関の施設	公共交通機関の施設、複合施設（共同住宅を除く公益的施設の複合建築物で2,000㎡を超えるもの）	全ての施設
	鉄道の駅、バスターミナルなど(建築物を除く)	全ての施設
道路	道路法による道路（自動車専用道路を除く）	全ての施設
公園	児童遊園、都市公園、動物園、植物園、遊園地など	全ての施設
路外駐車場	路外駐車場（建築物、機械式駐車場を除く）	特定路外駐車場

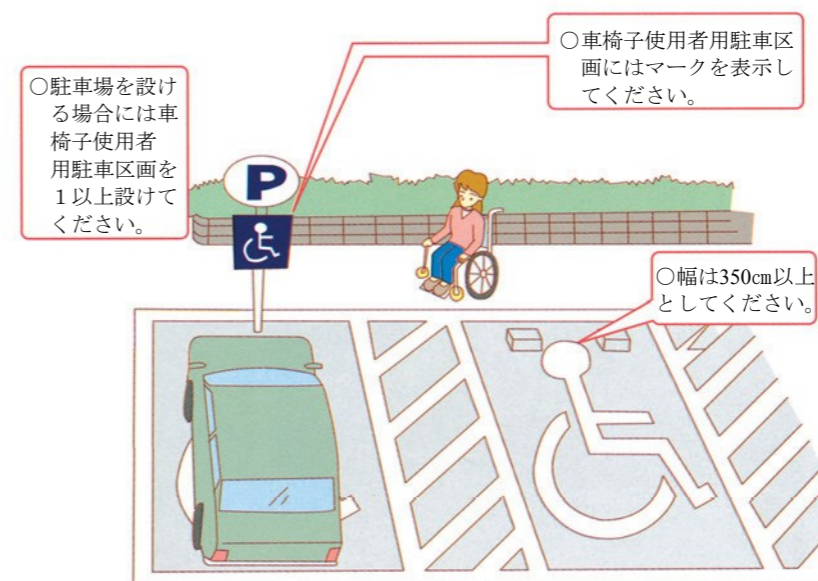
整備基準の例

建物の出入口



- 出入口の幅は90cm以上にしてください。
- 扉は自動ドア又は開閉しやすいものとしてください
- 通行に支障となる段を設けないでください。

駐車場



- 駐車場を設ける場合には車椅子利用者用駐車区画を1以上設けてください。

- 車椅子利用者用駐車区画にはマークを表示してください。

- 幅は350cm以上としてください。

便所



- 利用しやすい洗面器を設けてください。

- 手すりつきの便座を設けてください。

- 便所を設ける場合には、車椅子利用者が円滑に利用できる便所を1以上設けてください。
- 便所の出入口の幅は90cm以上としてください。
- 車椅子利用者用便所はだれでも使用できる旨を表示してください。

※ 上記は整備基準の一部です。このほかにも設備に応じた整備基準があります。詳細につきましては、下記に掲載の「ひとにやさしいまちづくり施設整備マニュアル」によりご確認ください。
(<https://www.city.sendai.jp/chiikifukushi/kurashi/kenkotofukushi/shogai/kyose/barrier-free/manual.html>)